議 局 第 809 号
令和8年3月4日

大分県議会議長　嶋　幸　一　殿

政策検討協議会
会長　大　友　栄　二

令和７年度政策検討協議会報告書

政策検討協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び大分県議会会議規則（昭和40年大分県議会規則第１号）第124条第２項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等の協議・調整の場として、令和７年４月１日に設置されました。

設置期間は令和９年３月31日までとなりますが、令和７年度における協議会としての活動成果を、下記のとおり報告します。

記

１　地域コミュニティの活性化に向けた政策提言

本県の総人口は、１０７万４千人（令和７年１０月１日現在）で、昭和６０年を境として減少の一途をたどっており、本県の独自推計では令和５２年（２０７０年）には６５万６千人になると見込まれるなど、今後益々、人口減少・少子高齢化の傾向が加速していくことが明らかになっています。

このような状況も相まって、県内の高齢化集落は、平成１９年度以降、一貫して増加しており、令和６年度末時点で１，９５６を数え、県内の全集落（４，２５６集落）に占める割合は４６％に達しています。

そうしたなか、自治会等の多くでは、組織運営の担い手不足や、役員の高齢化・固定化などといった深刻な課題に直面し、組織を維持・存続させること自体が困難となるような状況も浮き彫りになっています。

県では、１０年後の目指すべき大分県の姿を示した大分県長期総合計画『安心・元気・未来創造ビジョン２０２４』を策定し、人口減少を抑制する「攻め」の対策と人口減少に適応した「守り」の対策の両面から、令和１７年（２０３５年）の人口１００万人の維持を目指すとしています。人口減少に適応した対策では、単独集落で立ちゆかない機能を複数集落で補い合う「ネットワーク・コミュニティ」の形成による持続可能な地域づくりを推進するなど、一定の成果も見られます。

しかしながら、地域運営組織の設立等は一つの手段であり、人口減少・少子高齢化に

対応した「攻め」と「守り」の対策をうまく講じていかなければ、高齢化集落は今後とも増加し、地域住民が日常生活や集落活動などを維持していくことは困難であり、ひいては地域全体の衰退につながりかねない現状に、強い危機感を抱かざるを得ません。

去る１１月１８日、大分市佐賀関で発生した大規模火災では、お一人の尊い命が失われ、住宅など１８０棟以上が延焼する極めて甚大な被害をもたらしました。一方で、この地域には古くから育まれた住民同士の絆があり、自主防災組織の活動などを通じて地域コミュニティが維持されていたからこそ、これほどまでの大規模な火災であったにも拘わらず、人的被害を最小限にとどめることができたものと考えられます。このことは、地域コミュニティの重要性を、改めて強く認識させるものでありました。

本県の持続可能な発展にあたっては、地域を知り、地域と関わることで、地元「おおいた」で育ち、育てられたという県民一人ひとりの地元への想いを守り、既存の自治会等の地域コミュニティが今後も維持されることが重要であることから、協議会では「地域コミュニティの活性化」をテーマとした調査研究を行うこととし、有識者からの意見聴取なども行いながら検討を重ね、別紙1のとおり、「地域コミュニティの活性化に向けた政策提言（案）」を取りまとめました。

「人は地域のために存在しているのではなく、人のために地域が存在している」という前提のもと、誰もが住み慣れた地域に安心して住み続けられることはもとより、自らが地域で望む活動を行うことが、結果として地域のためにもなるという好循環を生み出すことで、持続可能な地域づくりが実現されるものと考えます。

今後、執行部に対して政策提言を行い、地域コミュニティの活性化に向けた取組が充実・強化されることを期待します。

2　県議会の諸課題

（1）政務活動における宿泊料金の取扱い

令和７年第４回定例会において、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和２２年大分県条例第１０号。以下「費用弁償条例」という。）の一部が改正され、令和８年４月１日付で施行されることを踏まえ、政務活動における宿泊料金の取扱いについて検討しました。

政務活動に伴う宿泊は、宿泊地に関わらず充当上限額を１６，７００円／泊と定めていますが、『公務旅行の取扱いに準じ、費用弁償条例で定める宿泊費基準額を上限に実費支給とすることが適当』とし、別紙２のとおり、大分県政務活動費使途基準マニュアルの改正案を調製しました。

（2）大分市内に宿泊が必要な場合の費用弁償の取扱い

費用弁償条例第８条第２項の規定に基づき、議員が議会の会議等に出席するため旅行したときに支給される旅費に関し、遠距離の移動を要する議員の身体的負担の軽減などを図るため、大分市内に宿泊が必要な場合の取扱いについて検討しました。

大分市内に宿泊する場合の宿泊料の支給については、申し合わせにより、議長が認める４要件に限っていますが、各都道府県議会の取扱いなどを参考に、『自宅からの路程について一定の要件を満たす場合は、宿泊料の支給対象として認めることが適当』とし、別紙３のとおり、宿泊対象となる場合の要件を緩和する見直し案を調製しました。

令和７年度政策検討協議会　開催経過

第１回　日付：令和７年４月２４日（木）
　　　　議題：設置要領について
　　　　　　　副会長の選任について
　　　　　　　今年度の検討テーマについて
　　　　　　　今後のスケジュールについて

第２回　日付：令和７年６月１２日（木）
　　　　議題：検討テーマについて
　　　　　　　今後のスケジュールについて

第３回　日付：令和７年８月８日（金）
　　　　議題：地域コミュニティの活性化に関する現状・取組等について（執行部説明）
　　　　　　　次回以降の意見聴取について
　　　　　　　今後のスケジュールについて

第４回　日付：令和７年９月１９日（金）
　　　　議題：地域コミュニティ活性化に向けた「中間支援」としての取組について
　　　　　　　（一般社団法人コミュニティサポートおおいた 代表　清水　敦史　氏）
　　　　　　　臼杵市における地域コミュニティの活性化に関する現状・取組等について
　　　　　　　（臼杵市地域力創生課地域共生グループ 総括課長代理　石井　義恭　氏）
　　　　　　　県議会の諸課題について
　　　　　　　今後のスケジュールについて

第５回　日付：令和７年１０月１６日（木）
　　　　議題：大分県のＲＭＯの現状と必要な政策
　　　　　　　（大分大学経済学部 准教授　山浦　陽一　氏）
　　　　　　　今後のスケジュールについて

第６回　日付：令和７年１１月２８日（金）
　　　　議題：政策提言に向けた論点整理
　　　　　　　県議会の諸課題について

第７回　日付：令和７年１２月１２日（金）
　　　　議題：政策提言素案について
　　　　　　　県議会の諸課題について

第８回　日付：令和８年１月１９日（月）
　　　　議題：政策提言案について
　　　　　　　県議会の諸課題について
　　　　　　　報告書素案について
　　　　　　　今後のスケジュールについて

第９回　日付：令和８年２月１７日（火）
　　　　議題：県議会の諸課題について
　　　　　　　報告書素案について
　　　　　　　今後のスケジュールについて

第10回　日付：令和８年２月２７日（金）
　　　　議題：政策提言案について
　　　　　　　報告書について

（令和７年４月１日設置）

政策検討協議会 委員名簿

会　長（副議長）	大　友　栄　二	
副会長	守　永　信　幸	（県民クラブ）
委　員	穴　見　憲　昭	（自由民主党）
委　員	首　藤　健二郎	（自由民主党）
委　員	小　川　克　己	（自由民主党）
委　員	成　迫　健　児	（県民クラブ）
委　員	澤　田　友　広	（公明党）
委　員	猿　渡　久　子	（日本共産党）
委　員	末　宗　秀　雄	（志士の会）
委　員	佐　藤　之　則	（無所属の会）
委　員	三　浦　由　紀	（日本維新の会）

別紙1

地域コミュニティの活性化に向けた政策提言

案

～持続可能な地域づくりに向けて～

令和８年３月

大分県議会

本県の総人口は、令和７年１０月１日現在の人口推計で１０７．４万人となり、昭和６０年を境として減少の一途をたどっている。国立社会保障・人口問題研究所の令和５年（２０２３年）推計によると、令和１７年（２０３５年）には９８．４万人になるとされ、さらに本県の独自推計では、令和５２年（２０７０年）には６５．６万人になると見込んでおり、今後益々、人口減少・少子高齢化が加速していくことが明らかになった。

このような状況も相まって、県内の高齢化集落は、平成１９年度以降、一貫して増加しており、令和６年度末時点で１，９５６を数え、県内の全集落(4,256集落)に占める割合は４６．０％に達している。そうしたなか、ひとくちに地域コミュニティといっても、自治会、子ども会、老人会、ＰＴＡ等（以下、「自治会等」という。）、地域には様々な組織があるが、そうした自治会等の多くは、組織運営の担い手不足や、役員の高齢化・固定化などといった深刻な課題に直面し、組織を維持・存続させること自体が困難となるような状況も浮き彫りになっている。

国は、令和７年６月に『地方創生２．０基本構想』を閣議決定し、「新しい日本・楽しい日本」を実現するためには、人口減少を正面から受け止めた施策の展開や、若者や女性にも選ばれる地域づくりなどの基本姿勢を挙げ、今後の地方創生の取組の方向性を示している。

県もまた、１０年後の目指すべき大分県の姿を示した大分県長期総合計画『安心・元気・未来創造ビジョン２０２４』を策定し、人口減少を抑制する「攻め」の対策と人口減少に適応した「守り」の対策の両面から、令和１７年（２０３５年）の人口１００万人の維持を目指すとしている。これにより、人口減少に適応した対策として、単独集落では立ちゆかない機能を複数集落で補い合う「ネットワーク・コミュニティ」の形成による持続可能な地域づくりを積極的に推進し、全国で唯一、県内全市町村に地域運営組織が設立されるなど一定の成果も見られる。

しかしながら、地域運営組織の設立等は飽くまでも一つの手段であり、人口減少・少子高齢化の進行に対応した「攻め」と「守り」の対策をうまく講じていかなければ、高齢化集落は今後とも増加し、地域住民が日常生活や集落活動などを維持していくことは困難であり、ひいては地域全体の衰退につながりかねない現状に、強い危機感を抱かざるを得ない。

去る１１月１８日、大分市佐賀関で発生した大規模火災では、お一人の尊い命が失われ、住宅など１８０棟以上が延焼する極めて甚大な被害をもたら

した。被害を拡大させた要因は強風によるものとされ、短時間のうちに広範囲に炎が燃え盛るなか、被災された地域の方々は、高齢者や独居者などを中心に、隣・近所の住民がお互いに声を掛け合いながら避難したと聞いている。この地域には、古くから育まれた住民同士の絆があり、自主防災組織の活動などを通じて地域コミュニティが維持されていたからこそ、これほどまでの大規模火災であったにも拘わらず、人的被害を最小限にとどめることができたことの証であり、改めて、地域コミュニティの重要性を認識させられるものとなった。

本県の持続可能な発展にあたっては、地域を知り、地域と関わることで、地元「おおいた」で育ち、育てられたという県民一人ひとりの地元への想いを守り、既存の自治会等の地域コミュニティが今後も維持されることが重要であり、県議会では、政策検討協議会で「地域コミュニティの活性化」に向けた調査・研究を進め、有識者からの意見聴取なども行いながら、次のとおり提言を取りまとめた。

「人は地域のために存在しているのではなく、人のために地域が存在している」という前提のもと、地域コミュニティの活性化について幅広く議論してきた経緯を踏まえ、あえて地域コミュニティの定義や範囲を限定せずに提言を記している。

誰もが住み慣れた地域に安心して住み続けられることはもとより、自らが地域で望む活動を行うことが、結果として地域のためにもなるという好循環を生み出すことで、持続可能な地域づくりが実現されるものと考える。

県においては、提言内容が速やかに実現されるよう、市町村や関係機関とも連携しながら必要な対策を講じられたい。

【提　言】

第１　総論　～基本的な視点～

１　地域コミュニティにおける多様な主体の「相互補完」

自治会等の組織では、役員・運営の担い手不足や役員の高齢化など様々な課題を抱えており、活動の持続可能性が低下している。

そして、地域コミュニティには、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となり、地域経営の指針に基づいて地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践している地域運営組織も存在している。地域の多様な組織を包摂する地域運営組織には、今後ますます大きな役割が期待されている。

しかしながら、地域運営組織が形成されただけですべての地域課題が解決できるわけではない。自治会等や地域運営組織といった地域コミュニティにおける多様な主体が連携し、お互いに補い合って活動することが不可欠である。

そこで、人口減少社会における地域づくりにおいては、自治会等と地域運営組織の役割や活動内容等を地域で共有し、それぞれの強みを認識したうえで相互の活動を補完する関係の構築が必要である。

２　多様な価値観を尊重した「楽しい」地域づくり

地域づくりの参加者にとっては、活動の成果よりも、過程としての活動そのものや、その時々の充実感の方が重要な場合もある。作業自体を楽しんだり、気心の知れた仲間と一緒に活動することに加えて、その地域ならではの自然や歴史、伝統、文化を体感することが、参加の大きな動機となっているケースも少なくない。

これまでの行政施策における地域づくりのプロセスは、地域の発展や活動の成功のための「手段」として位置づけられてきたが、参加者にとってはそのプロセス自体が「目的」となる場合もありうる。持続可能な地域づくりを行うためには、地域づくりを担う参加者の「楽しい」という想いに寄り添い、その視点を地域づくりの活動に取り込むことも重要である。

そこで、地域づくりの担い手の「楽しい」という想いを取り込んだ活動の実践が必要である。

３　地域づくりの参加者の「動機」や「やる気」を踏まえたアプローチ

地域づくりでは、実際に活動に参加していても、すべての人が前向きなわけではなく、葛藤を抱えながら関わっている人も少なくない。これまで地域活動の中心を担ってきた農家や自営業者、定年退職後のシニア世代などが少なくなり、既存の仕組みでは必要な人材を十分に確保できなくなっている。

今後の地域づくりにおいては、共働きの子育て世代、都市からの移住者、地区外に居住する出身者や大学生、外国人など、これまで担い手として意識されてこなかった多様な属性の人々の「動機」や「やる気」に寄り添い、地域づくりへの参画に

向けてアプローチすることも求められる。
そこで、一人ひとりがポテンシャルを発揮して活躍できる場を整えるという視点のもと、地域づくりの参加者の「動機」や「やる気」に向き合い、多様な人々が参加できる活動や組織運営の手法が必要である。

4　自治会等や地域運営組織との「協働」体制の強化

人口減少や担い手不足により地域における経営資源が制約される中、地域課題の解決には、行政と地域の多様な主体との協働が一層重要となっている。そして、令和６年の地方自治法改正により創設された「指定地域共同活動団体」制度では、自治会等や地域運営組織の地域的な共同活動を行う団体を、行政と協働して地域運営を担うパートナーとして明確に位置づけた。
そこで、この制度の趣旨を踏まえ、自治会等や地域運営組織を、単に行政から受けた業務を行う団体にとどめることなく、地域課題解決のために主体的に活動する対等なパートナーとして位置づけ、協働体制の強化に向けた行政組織体制の整備や施策展開が必要である。

第２　各論～地域コミュニティの活性化に向けて～

１　住民意見の反映強化

自治会等や地域運営組織の意思決定の過程においては、地域住民の声が広く反映されているとはいいがたい面もある。一方、竹田市明治地区における地域運営組織の設立に向けては、中学生以上全員へのアンケートや意見交換会を実施し、多様な意見を取り入れた合意形成を行っており、その後の組織的活動の基盤づくりにもつながっている。
そこで、住民アンケートや意見交換会など、幅広い住民の声を自治会等や地域運営組織の活動や組織運営に定期的に反映させることのできる仕組みづくりを支援すること。

２　自治会等の組織運営の効率化

地域には複数の団体や組織が存在しているところ、人口減少・少子高齢化の進行する中、役員や活動する住民の負担や活動内容の重複が課題となっている。一方、竹田市明治地区では、地域での議論を経て複数の組織を一本化し、事務負担を軽減するとともに活動の一体性を高める取組を行っている。
そこで、自治会等の役員や地域住民の負担軽減を目的として、地域の実情に応じた組織体制や活動内容の見直しなども含めた組織運営の効率化に向けた取組を支

援すること。

3　地域づくりを担う人材の確保・育成

（１）人材の確保

これまで、多くの自治会等や地域運営組織では、充て職や持ち回り、割り当てなどで地域づくりの人材を確保してきた。しかし、人口減少・過疎化に加え、生活様式や価値観が多様化する中で、従来の仕組みでは地域づくりの人材を確保することが困難となっている。

そこで、地域コミュニティにおける組織の存在や活動の意義を地域づくりの参加者と共有しつつ、地域づくりの参加者の自己実現や共感、スキルアップや仲間づくりなど他の動機にも配慮し、地区内外から人材を確保する仕組みづくりに向けた取組を支援すること。

（２）人材の育成

社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤である。しかし、令和７年１２月に公表された「大分県の生涯学習・社会教育」の「Ⅲ令和６年度市町村の生涯学習・社会教育の推進について」の調査項目「４生涯学習・社会教育関係事業（３）市町村における学級・講座の実施状況」によれば、実施された学習内容別学級講座数（４，０４８）に占める「地域課題関係の学級講座数」（５１）の割合は、１．３％にすぎなかった。

そこで、地域づくりの中に人材育成の視点を組み込むため、住民自治の実践の場である公民館における地域課題解決に資する社会教育が推進されるよう、地域づくりを担う人材の育成を市町村と連携して体系的に実践すること。

4　若者・女性の参画促進

多くの自治会等や地域運営組織の役員は中高年男性を中心に構成され、若者や女性の参画が限定的である。一方、杵築市奈狩江地区では、地域運営組織の役員の半数を若者・女性が担っているほか、地域計画書を策定する際にも戦略的に若者や女性を参画させることで地域計画書策定後の活動や運営にも積極的に関与するようになるなど、地域の活性化が図られている。また、他の地域においても若者部会などが設けられ、自由闊達な意見交換の場の設置や年長者等が若者等の意見を否定せず受け入れる雰囲気も醸成され、何事にも楽しみながら活動が行われている。

そこで、自治会等や地域運営組織において、若者や女性をはじめとする多様な方々が参画できる組織体制の整備に向けた取組を支援すること。また、企業等に対し、若者や女性をはじめとする多様な方々が地域活動へ参画しやすい職場環境の整備

に向けて働きかけること。

5　情報発信力の向上

地域活動は十分に外部に発信されておらず、地域づくりの担い手や支援者を呼び込む機会が限られている。大分県では、「高齢化集落応援隊」により集落と支援者とのマッチングなども行っているが、自らがSNSやオンライン発信を取り入れた地域では、若者や女性、移住希望者の関心を引き付ける効果が見られる。情報発信は、地域の魅力を高めるための重要な要素といえる。

そこで、地域づくりなどの活動に参加してくれる方々を呼び込むため、地域の若者や女性、地域おこし協力隊のほか、地区外に居住する出身者や大学生等とも連携し、広報誌やSNS等を活用した魅力的な情報発信を支援すること。

6　地域運営組織の持続可能な運営基盤の確保

（１）基礎的な環境整備

地域運営組織の運営を担う事務局の人件費は、現状の社会情勢において十分な水準に達しているとは言い難く、組織運営の担い手不足を招く一因にもなっている。地域運営組織が本来の力を発揮し、地域課題に主体的・積極的に取り組むためには、組織基盤の安定と持続的な運営体制の確立が不可欠である。

そこで、地域課題解決における行政の協働パートナーである地域運営組織に対し、事務局人件費をはじめとする組織運営に必要な基礎的経費を確保し、地域において持続的に活動できる環境整備を支援すること。

（２）組織運営のための実践的な研修の実施

これまでも地域運営組織を対象として研修が実施されてきたが、その主な内容は事例紹介や組織同士の交流にとどまっている。

そこで、地域運営組織の運営基盤を確保するため、組織運営のノウハウを実践的に学べる場を提供すること。

7　中間支援者によるきめ細かな伴走支援

地域運営組織の設立や活動、運営においては、行政と地域住民の間をつなぐ中間支援者からの支援を受けることが有効とされている。県内では中間支援者である「一般社団法人コミュニティサポートおおいた」が、これまで数多くの現地支援を行い、地域住民主体の活動を後押ししてきた。しかし、県内全域で継続的かつ安定的に中間支援を担う体制はまだ十分には整っていない。

そこで、行政と地域住民の間をつなぐ中間支援者を県内各地域で育成し、地域運営組織の設立や活動にとどまらず、その後の状況に応じた適切な組織運営の見直しをも可能にするきめ細かな伴走支援の体制づくりに取り組むこと。

8　自主財源の確保

地域運営組織の活動や運営には一定の行政支援が必要であるが、行政からの財政的な支援が縮小されてしまうとその活動や運営の継続は極めて困難となることから、コミュニティビジネス等による自主財源の確保は極めて重要である。

そこで、地域経済の活性化や地域の魅力的な仕事づくりにもつながる地域産品の開発・販路開拓など、地域の主体的な自主財源の確保に向けた取組を部局横断的に支援すること。

9　地域づくりに関する実務に精通した行政職員の育成

活力ある地域づくりやコミュニティ組織の運営にあたり、行政は地域に寄り添いつつ、長期的な視点で伴走支援を継続する必要がある。一方、行政職員は異動により数年で担当者が交代することから、地域住民との合意形成や地域の人材確保への継続的な支援が実質化できないことも危惧される。

そこで、これまで以上に地域に寄り添った行政による支援を可能とするため、地域づくりに関する実務に精通した行政職員を計画的に育成・配置すること。

１０　地域福祉との連携・協働

家族のつながりや地縁が希薄化し、「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる民生委員などの地域福祉の担い手が不足する中、高齢者単身世帯の増加に伴う地域の見守りや買い物などの生活支援の在り方が課題となっている。そのような中、例えば臼杵市では、地域運営組織が地域福祉分野と連携し、長期的な視点で見守りや生活支援の体制整備に向けて取り組んでいる。

そこで、高齢者の見守りや生活支援の体制を構築するため、地域福祉分野における地域運営組織との連携・協働に対する支援を強化すること。

１１　多文化共生の推進

県内でも留学生などの外国人が増加しているが、自治会等や地域運営組織の活動や運営への参画は限定的である。一方、宇佐市深見地区における留学生が地域づくりインターンに参画した事例では、地域の持つ魅力の再発見に加え、留学生との継

続的な関係構築により関係人口の創出にも繋がっている。
　そこで、地域のイベントや地域運営組織の運営等に気軽に参画できるよう、地域に暮らす外国人や留学生も地域社会の構成員として対等な関係を築くことのできる多文化共生を推進すること。

令和８年３月　日

大分県知事　佐藤　樹一郎　　殿

大分県議会議長　　嶋　　幸一

○大分県政務活動費使途基準マニュアル改正案

別紙2

	現行	改正案
宿泊料金の上限	7　項目別指針 （1）調査研究費 ①交通費・宿泊費 （ク）宿泊料金 1泊あたりの充当の上限を16，700円とします。 この上限額は、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第8条を参考にしており、1泊2食に相当する額により判断することになります。 ただし、上記上限額により宿泊することが、当該調査研究活動における特別の事情により困難である場合、社会通念上妥当と考えられる範囲内で政務活動費を充当できます。この場合の特別の事情は、職員等の旅費の例に準じ、次のとおりとします。 ⅰ）研修会等に参加する場合等で、宿泊施設が斡旋程度ではなく、指定されていることにより、旅行者の意思で宿泊施設を選択できない場合 ⅱ）宿泊料の一時的な高騰により、宿泊料上限額内での宿泊が困難な場合 ⅲ）用務地周辺の宿泊料上限額内で宿泊できる宿泊施設が満室の場合 上記に該当する場合、領収書等の添付様式に、特別の事情に該当し上限額内での宿泊が困難な理由を記入することとします。	7　項目別指針 （1）調査研究費 ①交通費・宿泊費 （ク）宿泊料金 1泊あたり宿泊料金（1泊2食に相当する額とする。）への充当の上限を、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第8条に規定する宿泊費の額とします。 ただし、上記上限額により宿泊することが、当該調査研究活動における特別の事情により困難である場合、社会通念上妥当と考えられる範囲内で政務活動費を充当できます。この場合の特別の事情は、職員等の旅費の例に準じ、次のとおりとします。 ⅰ）研修会等に参加する場合等で、宿泊施設が斡旋程度ではなく、指定されていることにより、旅行者の意思で宿泊施設を選択できない場合 ⅱ）宿泊料の一時的な高騰により、宿泊料上限額内での宿泊が困難な場合 ⅲ）用務地周辺の宿泊料上限額内で宿泊できる宿泊施設が満室の場合 上記に該当する場合、領収書等の添付様式に、特別の事情に該当し上限額内での宿泊が困難な理由を記入することとします。

別紙2

宿泊料金の上限		
宿泊料金の上限	食事場所は、宿泊場所と同一施設に限定されませんが、夕食代に酒代が含まれる場合は、酒代を除く必要があります。 なお、往復航空券と宿泊券がセットになった包括割引航空券（いわゆる「パック旅行」）を利用する場合は、当該包括割引航空券で選択した宿泊施設の提供内容（素泊まり、または1泊朝食付の場合に限る。）により、当該施設の宿泊料金を1泊あたり12，134円とし、1泊2食に相当する額を算出のうえ、上記と同様の判断をすることになります。 領収書の写しを添付します。 県内で宿泊する場合は、翌日の早朝に政務活動があるなど帰宅するよりも宿泊する方が合理的な場合は認められます。	交通チケットと宿泊券がセットになったいわゆる「パック旅行」を利用する場合は、同条に規定する包括宿泊費の額とします。 領収書の写しを添付します。 県内で宿泊する場合は、翌日の早朝に政務活動があるなど帰宅するよりも宿泊する方が合理的な場合は認められます。

○施行期日

令和8年4月1日（同日以降に出発する政務活動から適用する。）

別紙３

【現行】

宿泊の取扱について

平成２３年４月１日施行

応招に伴い、やむを得ず大分市内に宿泊が必要な場合の取り扱いについては、次のとおりとする。

（対象となる会議等）

１　応招により、議事堂における会議・委員会及び協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席する場合

（宿泊対象となる場合）

２　宿泊は議長が認める次の場合を対象とする。

①会議等に出席するため、自宅を午前７時以前に出発する必要がある場合の前日

②会議等により、自宅に午後１０時以後に帰着すると見込まれる場合

③気象や事故などにより交通手段に支障が生じた場合及びその虞がある場合

④その他、やむを得ない事情と認める場合

（手続き）

３　宿泊する議員は、議長に対し事前に宿泊申請書（別紙様式）を提出するものとする。

なお、不測の事態等により事前に申請書を提出できない場合は、事後に遅滞なくこれを提出するものとする。

（宿泊料の支給）

４　宿泊した月の翌月末までに、領収書を議長あて提出するものとする。

なお、期間内に領収書の提出がなかった場合は、原則として宿泊の利用がなかったものとして取り扱うこととする。

５　宿泊料は、領収書に記載されている宿泊料金相当額を支給する。ただし、当該宿泊料金相当額は条例で規定されている定額を限度とする。

（その他）

６　議会から宿泊施設までの交通費は支給しないものとする。

【見直し案】

宿泊の取扱について

平成２３年４月１日施行
令和　　年　月　日改訂

応招に伴い、やむを得ず大分市内に宿泊が必要な場合の取り扱いについては、次のとおりとする。

（対象となる会議等）

１　応招により、議事堂における会議・委員会及び協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席する場合

（宿泊対象となる場合）

２　宿泊は議長が認める次の場合のいずれかを対象とする。

①会議等に出席するため、自宅を午前７時以前に出発する必要がある場合の前日

②会議等により、自宅に午後 10 時に帰着すると見込まれる場合

③気象や事故などにより交通手段に支障が生じた場合及びその虞がある場合

④自宅からの路程が片道 40 km以上の場合（会議等の前日に限る）

⑤その他、やむを得ない事情と認める場合

（手続き）

３　宿泊する議員は、議長に対し事前に宿泊申請書（別紙様式）を提出するものとする。

なお、不測の事態等により事前に申請書を提出できない場合は、事後に遅滞なくこれを提出するものとする。

（宿泊費等の支給）

４　宿泊した月の翌月末までに、領収書を議長あて提出するものとする。

なお、期間内に領収書の提出がなかった場合は、原則として宿泊の利用がなかったものとして取り扱うこととする。

５　宿泊費及び宿泊手当は、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和 22 年大分県条例第 10 号）に規定する額とする。

（その他）

６　議会から宿泊施設までの交通費は支給しないものとする。